

# 横須賀市報

第1846号

発行日	発行所	横須賀市小川町11番地 横須賀市役所
毎月	編集兼	横須賀市長
10日	発行人	上地克明
25日	印刷所	(有)宮村印刷所

## 目次

告 示

- ◇指定居宅サービス事業者の指定について..... 14999
- ◇指定地域密着型サービス事業者の指定について..... //
- ◇指定障害福祉サービス事業者の指定について..... //
- ◇指定障害福祉サービス事業者の事業の廃止について... 15000
- ◇指定小児慢性特定疾病医療機関の指定について..... //
- ◇指定小児慢性特定疾病医療機関の指定辞退について... //
- ◇除却広告物等の保管について..... //
- ◇放置自転車等の移動について..... 15001
- ◇道路区域変更及び供用開始について..... 15002

公 告

- ◇介護保険料納入通知書の公示送達..... //
- ◇介護保険料額決定通知書兼特別徴収開始通知書の公示送達..... //
- ◇介護保険料の督促状の公示送達..... //
- ◇国民健康保険料の決定通知書の公示送達..... //
- ◇国民健康保険料の変更通知書の公示送達..... //
- ◇国民健康保険料の督促状の公示送達..... //
- ◇物品の売払いに係る一般競争入札について..... 15003
- ◇配当計算書の公示送達..... //
- ◇国民健康保険料に係る配当計算書の公示送達..... //
- ◇若松町1丁目地区第一種市街地再開発事業の事業計画の縦覧について..... //
- ◇都市計画決定等に係る手続きに関する条例に基づく公聴会の開催について..... //

- ◇開発行為の工事完了について..... //
- ◇緑地協定区域への加入について..... //
- ◇都市公園の供用開始について..... 15004
- ◇都市公園の位置、区域及び面積の変更について..... //
- ◇農用地利用集積計画について..... //
- ◇農用地利用集積計画について..... 15005

上下水道局告示

- ◇指定給水装置工事事業者の指定について..... //
- ◇指定下水道工事店の指定について..... //
- ◇指定下水道工事店の商号、代表者及び所在地の変更について..... //
- ◇指定下水道工事店の商号及び所在地の変更について... //
- ◇指定下水道工事店の所在地の変更について..... //

教育委員会告示

- ◇教育委員会臨時会の招集について..... 15006
- ◇教育委員会定例会の招集について..... //

## 告 示

### 横須賀市告示第156号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、次に掲げる者を指定居宅サービス事業者として指定しました。

令和4年8月25日

横須賀市長 上地 克明

指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和4年8月1日	king介護事業所	横須賀市長坂3丁目30番1号	訪問介護	横須賀市長坂三丁目30番1号 合同会社king介護事業所 代表社員 田代 裕也

### 横須賀市告示第157号

介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項の規定により、次に掲げる者を指定地域密着型サービス事業者として指定しました。

令和4年8月25日

横須賀市長 上地 克明

指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和4年8月1日	だんらんの家 横須賀岩戸	横須賀市岩戸5丁目6番9号	地域密着型通所介護	横浜市西区中央一丁目28番10号 株式会社ライフ 代表取締役 野口 貴幸

### 横須賀市告示第158号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次に掲げる者を指定障害福祉サービス事業者として指定しました。

令和4年8月25日

横須賀市長 上地 克明

指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和4年8月1日	訪問・移動支援事業所 みんなのうせい	横須賀市久里浜5丁目2番7号	居宅介護	横須賀市二葉二丁目5番13号 株式会社うせい 代表取締役 前田 豊
同	king介護事業所	横須賀市長坂3丁目30番1号	居宅介護	横須賀市長坂三丁目30番1号 合同会社king介護事業所 代表社員 田代 裕也

同	k i n g 介 護 事 業 所	横 須 賀 市 長 坂 3 丁 目 30 番 1 号	重 度 訪 問 介 護	横 須 賀 市 長 坂 三 丁 目 30 番 1 号 合 同 会 社 k i n g 介 護 事 業 所 代 表 社 員 田 代 裕 也
同	k i n g 介 護 事 業 所	横 須 賀 市 長 坂 3 丁 目 30 番 1 号	同 行 援 護	横 須 賀 市 長 坂 三 丁 目 30 番 1 号 合 同 会 社 k i n g 介 護 事 業 所 代 表 社 員 田 代 裕 也
同	デ ィ ー キ ャ リ ア 横 須 賀 三 浦 オ フ ィ ス	横 須 賀 市 大 滝 町 1 丁 目 9 番 地 品 川 ビ ル 6 階	就 労 移 行 支 援	東 京 都 新 宿 区 西 新 宿 三 丁 目 2 番 11 号 株 式 会 社 ジ ェ イ マ ッ ク ス リ ク ル ー ト メ ン ト 代 表 取 締 役 池 末 耕 介
同	か い せ い フ ェ ー ム 横 須 賀	横 須 賀 市 船 越 町 1 丁 目 12 番 地	就 労 継 続 支 援 B 型	東 京 都 港 区 赤 坂 二 丁 目 17 番 55 号 株 式 会 社 K A I S E I 代 表 取 締 役 鈴 木 比 呂
同	ド リ ー ム ・ プ リ ン 横 須 賀	横 須 賀 市 武 3 丁 目 26 番 6 号	就 労 継 続 支 援 B 型	大 阪 府 大 阪 市 東 住 吉 区 湯 里 五 丁 目 4 番 14 号 株 式 会 社 ス ガ 代 表 取 締 役 菅 恵 子
同	障 害 者 グ ル ー プ ホ ー ム こ ころ	横 須 賀 市 大 矢 部 3 丁 目 15 番 9 号	共 同 生 活 援 助	横 須 賀 市 粟 田 一 丁 目 32 番 16 号 株 式 会 社 入 江 工 業 代 表 取 締 役 入 江 勇
同	障 がい 者 グ ル ー プ ホ ー ム パ ー チ ェ	横 須 賀 市 長 井 3 丁 目 8 番 1 号	共 同 生 活 援 助	横 浜 市 都 筑 区 中 川 中 央 一 丁 目 38 番 20 号 マ ル チ ナ ク レ ス ト 1 A 株 式 会 社 A V A N Z A R E 代 表 取 締 役 横 谷 周

横 須 賀 市 告 示 第 159 号

障 害 者 の 日 常 生 活 及 び 社 会 生 活 を 総 合 的 に 支 援 す る た め の 法 律 ( 平 成 17 年 法 律 第 123 号 ) 第 46 条 第 2 項 の 規 定 に よ り、 次 に

掲 げ る 者 か ら 指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス の 事 業 を 廃 止 す る 旨 の 届 出 が あ り ま し た。

令 和 4 年 8 月 25 日

横 須 賀 市 長 上 地 克 明

廃 止 年 月 日	事 業 所 の 名 称	事 業 所 の 所 在 地	サ ー ビ ス の 種 類	届 出 者 の 名 称 及 び 主 たる 事 務 所 の 所 在 地 並 び に 代 表 者 名
令 和 4 年 7 月 31 日	フ ー ド プ ラ ン ニ ン グ	横 須 賀 市 森 崎 1 丁 目 19 番 12 号	就 労 移 行 支 援	横 須 賀 市 佐 原 一 丁 目 5 番 4 号 株 式 会 社 住 よ し 代 表 取 締 役 加 藤 英 一

横 須 賀 市 告 示 第 160 号

児 童 福 祉 法 ( 昭 和 22 年 法 律 第 164 号 ) 第 6 条 の 2 第 2 項 の 規 定 に よ り、 次 に 掲 げ る 者 を 指 定 小 児 慢 性 特 定 疾 病 医 療 機 関 と し て 指 定 し ま し た。

令 和 4 年 8 月 25 日

横 須 賀 市 長 上 地 克 明

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地
令 和 4 年 8 月 1 日	津 久 井 浜 ケ ア セ ン タ ー 訪 問 看 護	横 須 賀 市 長 沢 4 丁 目 30 番 15 号
同	ク リ エ イ ト 薬 局 横 須 賀 浦 賀 店	横 須 賀 市 浦 賀 5 丁 目 12 番 20 号

横 須 賀 市 告 示 第 161 号

児 童 福 祉 法 ( 昭 和 22 年 法 律 第 164 号 ) 第 19 条 の 15 の 規 定 に よ り、 次 に 掲 げ る 医 療 機 関 か ら 指 定 小 児 慢 性 特 定 疾 病 医 療 機 関 の 指 定 の 辞 退 が あ り ま し た。

令 和 4 年 8 月 25 日

横 須 賀 市 長 上 地 克 明

辞 退 年 月 日	名 称	所 在 地
令 和 4 年 6 月 30 日	み ら い 薬 局 横 須 賀 店	横 須 賀 市 小 川 町 28 番 地 1 横 須 賀 ハ イ ム 102 号

横 須 賀 市 告 示 第 162 号

屋 外 広 告 物 法 ( 昭 和 24 年 法 律 第 189 号 ) 第 8 条 第 1 項 の 規 定 に よ り、 次 の と お り 広 告 物 等 を 保 管 し ま し た。

保 管 し た 広 告 物 等 に 係 る 保 管 広 告 物 等 一 覧 簿 は、 横 須 賀 市 都 市 部 ま ち な み 景 観 課 に お い て 告 示 の 日 の 翌 日 か ら 起 算 し て 2 週 間 一 般 の 縦 覧 に 供 し ま す。

令 和 4 年 8 月 25 日

横 須 賀 市 長 上 地 克 明

1 広 告 物 等 の 名 称 又 は 種 類 等

広 告 物 等 の 名 称 又 は 種 類	広 告 物 等 の 数 量	広 告 物 等 が 放 置 さ れ て い た 場 所	除 却 年 月 日	保 管 期 間
は り 札 等	6	三 春 町 3 丁 目、 津 久 井 4 丁 目 及 び 長 井 3 丁 目 地 内	令 和 4 年 7 月 1 日 か ら 同 月 29 日 ま で	告 示 の 日 の 翌 日 か ら 起 算 し て 2 週 間
立 看 板 等	2	湘 南 鷹 取 4 丁 目 ・ 5 丁 目 地 内		

2 保 管 場 所  
横 須 賀 市 武 3 丁 目 22 番 1 号

3 返 還 を 受 け る 方 法

- (1) 返 還 場 所 及 び 返 還 日 時  
返 還 を 受 け よ う と す る と き は、 事 前 に 協 議 の 上 決 定 し ま す。
- (2) 持 参 す る も の  
受 領 書、 当 該 広 告 物 等 の 所 有 者 等 で あ る こ と を 証 明 す る

もの及び印鑑  
4 問い合わせ先  
横須賀市都市部まちなみ景観課  
~~~~~

横須賀市告示第 163 号  
自転車等の放置防止に関する条例（平成3年横須賀市条例第29号）第10条第2項及び第4項並びに第28条第2項の規定に基づき、次のとおり自転車等を保管場所に移動しました。  
令和4年8月25日  
横須賀市長 上 地 克 明

1 移動年月日等

| 移 動 年 月 日             | 移動した自転車等の台数 |                  | 自転車等が放置されていた場所                                                                                                                                           | 保 管 場 所                     |
|-----------------------|-------------|------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|
|                       | 自 転 車       | 原動機付自転車及び普通自動二輪車 |                                                                                                                                                          |                             |
| 令和4年7月1日から<br>同月29日まで | 56 台        | 1 台              | 追浜駅周辺自転車等放置禁止区域                                                                                                                                          | 夏島町自転車等保管所<br>横須賀市夏島町2番地    |
| 同                     | 9           | 0                | 京急田浦駅周辺自転車等放置禁止区域                                                                                                                                        | 同                           |
| 同                     | 1           | 0                | 横須賀駅周辺自転車等放置禁止区域                                                                                                                                         | 三春町自転車等保管所<br>横須賀市三春町2丁目1番地 |
| 同                     | 4           | 0                | 汐入駅周辺自転車等放置禁止区域                                                                                                                                          | 同                           |
| 同                     | 18          | 2                | 横須賀中央駅周辺自転車等放置禁止区域                                                                                                                                       | 同                           |
| 同                     | 1           | 0                | 県立大学駅周辺自転車等放置禁止区域                                                                                                                                        | 同                           |
| 同                     | 2           | 0                | 堀ノ内駅周辺自転車等放置禁止区域                                                                                                                                         | 同                           |
| 同                     | 3           | 0                | 衣笠駅周辺自転車等放置禁止区域                                                                                                                                          | 公郷町自転車等保管所<br>横須賀市公郷町4丁目4番地 |
| 同                     | 7           | 0                | 北久里浜駅周辺自転車等放置禁止区域                                                                                                                                        | 同                           |
| 同                     | 8           | 1                | 久里浜駅周辺自転車等放置禁止区域                                                                                                                                         | 同                           |
| 同                     | 1           | 0                | Y R P野比駅周辺自転車等放置禁止区域                                                                                                                                     | 同                           |
| 同                     | 27          | 3                | 追浜東町1丁目、船越町7丁目、田浦町3丁目、吉倉町1丁目、東逸見町1丁目、若松町3丁目、不入斗町2丁目、佐野町1丁目、公郷町1丁目・5丁目、金谷3丁目、池上4丁目、平作3丁目・5丁目、小矢部1丁目、衣笠町、森崎1丁目、池田町5丁目、浦賀3丁目、久比里1丁目、佐原5丁目、久里浜2丁目及び武2丁目地内の道路 | 同                           |
| 同                     | 1           | 0                | 横須賀駅第1自転車等駐車場                                                                                                                                            | 三春町自転車等保管所<br>横須賀市三春町2丁目1番地 |
| 同                     | 1           | 0                | 京急大津駅自転車等駐車場                                                                                                                                             | 同                           |
| 同                     | 1           | 0                | 馬堀海岸駅自転車等駐車場                                                                                                                                             | 同                           |

2 保管期間  
自転車等を移動した日の翌日から起算して2箇月間  
3 返還を受ける方法  
(1) 返還場所  
返還を受けようとする自転車等の保管場所  
(2) 返還日時  
月曜日から土曜日までの午前11時から午後7時まで。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除きます。  
(3) 移動費用  
自転車 1台につき 1,500円

原動機付自転車及び普通自動二輪車 1台につき 3,000円  
(4) 持参するもの  
自転車等のかぎその他当該自転車等の利用者等であることを証明するもの及び印鑑  
4 保管期間経過後の自転車等の措置  
保管期間が経過した自転車等は、本市が処分します。  
5 問い合わせ先  
横須賀市建設部土木計画課  
~~~~~

横須賀市告示第 164 号

道路区域変更及び供用開始に関する告示  
道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条の規定に基づき、次のように市道の道路の区域を変更し、及び令和4年8月25日か

らその供用を開始します。  
その関係図面は、横須賀市建設部土木用地課において告示の日から30日間一般の縦覧に供します。  
令和4年8月25日

横須賀市長 上 地 克 明

路線名	旧新別	区	間	敷地の幅員	延 長
2,875	旧	長沢6丁目2933番の2地先から 長沢3丁目2111番の2地先まで		メートル 2.7	メートル 67.5
	新	長沢6丁目2112番の3地先から 長沢3丁目2111番の2地先まで		2.7	7.2

公 告

横須賀市公告第 124 号 (令和4年8月12日 掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、介護保険料納入通知書の送達ができないので、介護保険法（平成9年法律第 123 号）第 143 条において準用する地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の2の規定により公告します。  
なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和4年8月12日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	科 目	備 考
令和4年度	介護保険料納入通知書	6月分及び7月分の納期限は、令和4年8月31日に変更する。

(別紙略)

横須賀市公告第 125 号 (令和4年8月12日 掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、介護保険料額決定通知書兼特別徴収開始通知書の送達ができないので、介護保険法（平成9年法律第 123 号）第 143 条において準用する地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和4年8月12日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	科 目	発付年月日
令和4年度	介護保険料額決定通知書兼特別徴収開始通知書	令和4年6月15日

(別紙略)

横須賀市公告第 126 号 (令和4年8月12日 掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、介護保険法（平成9年法律第 123 号）第 143 条において準用する地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和4年8月12日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	種 別	月 別	発付年月日
令和3年度	介護保険料	3月分	令和4年6月30日

(別紙略)

横須賀市公告第 127 号 (令和4年8月12日 掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、国民健康保険料決定通知書の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第 192 号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和4年8月12日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	科 目	備 考
令和4年度	国民健康保険料決定通知書	6月分及び7月分の納期限は、令和4年8月31日、同年9月30日、同年10月31日、同年11月30日、令和5年1月4日、同月31日、同年2月28日及び同年3月31日に変更する。

(別紙略)

横須賀市公告第 128 号 (令和4年8月12日 掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、国民健康保険料変更通知書の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第 192 号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和4年8月12日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	科 目	備 考
令和3年度	国民健康保険料変更通知書	減額分
令和4年度		減額分
		7月分の納期限は、令和4年8月31日、同年9月30日、同年10月31日、同年11月30日、令和5年1月4日、同月31日、同年2月28日及び同年3月31日に変更する。

(別紙略)

横須賀市公告第 129 号 (令和4年8月12日 掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第 192 号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和4年8月12日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	種 別	月 別	発付年月日
令和3年度	国民健康保険料	6 月 分	令和3年7月30日
		7 月 分	令和3年8月31日
		12 月 分	令和4年1月27日
		1 月 分	令和4年2月28日
		2 月 分	令和4年3月30日
令和4年度		3 月 分	令和4年4月28日
		5 月 分	令和4年6月30日

(別紙略)

横須賀市公告第 130 号 (令和4年8月15日 掲 示 済)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の規定に基づき、次のとおり一般競争入札により物品の売払いを行います。

令和4年8月15日

横須賀市長 上 地 克 明

(次のとおりは略)

横須賀市公告第 131 号 (令和4年8月16日 掲 示 済)

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、配当計算書謄本の送達ができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和4年8月16日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

横須賀市公告第 132 号 (令和4年8月16日 掲 示 済)

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、配当計算書謄本の送達ができないので、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和4年8月16日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

横須賀市公告第 134 号

都市再開発法(昭和44年法律第38号)第16条第1項の規定により、若松町1丁目地区第一種市街地再開発事業の事業計画を次のとおり縦覧に供します。

なお、当該事業に関係のある土地若しくはその土地に定着する物件について権利を有する方又は参加組合員は、縦覧に供された事業計画について意見があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに神奈川県知事に意見書を提出することができます。

令和4年8月25日

横須賀市長 上 地 克 明

1 縦覧期間

令和4年8月25日から同年9月8日まで

2 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

3 縦覧場所

横須賀市経営企画部まちづくり政策課

横須賀市公告第 135 号

都市計画決定等に係る手続きに関する条例(平成17年横須賀市条例第48号)第9条第1項の規定により、次のとおり公聴会を開催します。

令和4年8月25日

横須賀市長 上 地 克 明

1 作成しようとする都市計画の案の種類、名称等

都市計画の種類及び名称	都市計画の変更を行おうとする土地の区域
横須賀都市計画公園 2・2・3号港町公園	汐入町2丁目地内
横須賀都市計画公園 2・2・33号根岸第4公園	根岸町1丁目地内
横須賀都市計画公園 3・3・2号諏訪公園	緑が丘地内
横須賀都市計画公園 3・3・20号佐島の丘公園	佐島2丁目及び佐島の丘2丁目地内
横須賀都市計画用途地域	
横須賀都市計画高度地区	
横須賀都市計画防火地域及び準防火地域	光の丘地内
横須賀都市計画緑地 10号光の丘水辺緑地	

2 都市計画1次案の概要

令和4年3月に策定した「横須賀市都市計画公園・緑地の見直し方針」に基づき都市計画公園4か所及び都市計画緑地1か所の区域変更を行うものです。また、佐島の丘公園の区域変更に伴い用途地域等の変更を行います。

3 都市計画1次案の閲覧期間及び場所

(1) 期間 令和4年9月12日から同月26日まで

(2) 時間 午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 場所 横須賀市都市部都市計画課

4 公聴会開催の日時及び場所

(1) 日時 令和4年10月12日(水)午後4時

(2) 場所 横須賀市役所301会議室

5 公述人の申出に係る書面の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 令和4年9月26日(月)

(2) 提出先 横須賀市都市部都市計画課

6 公聴会開催の中止

公述人の申出に係る書面の提出がないときは、公聴会の開催を中止します。

横須賀市公告第 136 号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和4年8月25日

横須賀市長 上 地 克 明

許可年月日及び許可番号	工事完了検査済証交付年月日及び交付番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成13年5月18日 13開第5号	令和4年8月12日 令4第3号	横須賀市佐島2丁目1番1ほか 399筆(1-3-2工区)	横浜市西区高島一丁目2番8号 京浜急行電鉄株式会社 取締役社長 川 俣 幸 宏

横須賀市公告第 137 号 (令和4年8月25日 掲 示 済)

都市緑地法(昭和48年法律第72号)第51条第3項の規定によ

り、次のとおり緑地協定区域隣接地の一部が緑地協定区域となったので、同条第4項において準用する同法第47条第2項の規定により公告します。

令和4年8月25日

横須賀市長 上 地 克 明

- 1 緑地協定の名称  
湘南佐島の丘第1地区緑地協定
- 2 緑地協定区域  
横須賀市佐島の丘2丁目788番6ほか(別図の区域)
- 3 緑地協定区域となった緑地協定区域隣接地の区域  
横須賀市佐島の丘1丁目776番12ほか(別図の区域)

4 緑地協定の写しの縦覧場所  
横須賀市建設部自然環境共生課  
(別図略)

横須賀市公告第138号 (令和4年8月25日 掲 示 済)

都市公園条例(昭和34年横須賀市条例第18号)第2条の規定により、次のとおり都市公園を設置し、令和4年8月26日からその供用を開始します。

令和4年8月25日

横須賀市長 上 地 克 明

名 称	位置(代表地番)	区 域	面 積
佐島の丘2丁目第2都市林	横須賀市佐島の丘2丁目792番14	別図のとおり	平方メートル 6,911

(別図略)

横須賀市公告第139号 (令和4年8月25日 掲 示 済)

都市公園条例(昭和34年横須賀市条例第18号)第2条の規定

により、次の都市公園の位置(代表地番)、区域及び面積を変更し、令和4年9月1日からその供用を開始します。

令和4年8月25日

横須賀市長 上 地 克 明

名 称	位置(代表地番)		区 域	面 積	
	変 更 前	変 更 後		変 更 前	変 更 後
神明公園	神明町1番8	神明町1番56	別図のとおり	平方メートル 25,259	平方メートル 5,383

(別図略)

横須賀市公告第140号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告します。

その農用地利用集積計画は、横須賀市農業委員会事務局において縦覧に供します。

令和4年8月25日

横須賀市長 上 地 克 明

記の1

- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在  
横須賀市津久井5丁目2352番
- 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名  
横須賀市津久井5丁目19番30号  
小 林 務
- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名  
横須賀市津久井5丁目22番6号  
森 好 孝

記の2

- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在  
横須賀市太田和1丁目1348番1、1349番1及び1350番
- 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名  
横須賀市秋谷2丁目1110番地  
株式会社平凡野菜  
代表取締役 藤 原 信 良
- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名  
横須賀市太田和1丁目2番2号  
藤 崎 雅 子

記の3

- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在  
横須賀市長井1丁目1840番1及び1883番
- 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名  
横須賀市津久井1丁目16番5号  
長谷川 徹
- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名  
横須賀市長井2丁目7番10号  
肥 田 正 好

記の4

- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在  
横須賀市長井2丁目1995番
- 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名  
横須賀市長井3丁目12番6号  
原 田 洋 治
- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名  
横須賀市長井2丁目1番19号  
小藤田 政 彦

記の5

- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在  
横須賀市長井2丁目1974番及び4丁目3671番
- 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名  
横須賀市長井2丁目4番23号  
三 富 徳 雄
- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名  
横須賀市長井2丁目1番19号  
小藤田 政 彦

記の6

- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在  
横須賀市長井4丁目3710番
- 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名  
横須賀市長井2丁目4番11号  
嘉 山 敬 夫
- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名  
横須賀市長井2丁目1番19号  
小藤田 政 彦

記の7

- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在  
横須賀市長井6丁目4951番1
- 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名  
横須賀市長井5丁目10番5号  
秋 本 英 夫
- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名  
横須賀市長井5丁目4番26号  
秋 本 勝 太 郎

横須賀市公告第 141 号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項及び農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第19条の2第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、農業経営基盤強化促進法第19条の規定により公告します。

その農用地利用集積計画は、横須賀市農業委員会事務局において縦覧に供します。

令和4年8月25日

横須賀市長 上 地 克 明  
記の1

- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在  
横須賀市長井1丁目464番、465番イ、465番ロ、466番及び467番
- 2 農地中間管理機構から利用権の設定を受ける方の住所及び氏名  
三浦市初声町下宮田1014番地  
三 富 一 利

- 3 農地中間管理機構に利用権を設定する方の住所及び氏名  
三浦市南下浦町毘沙門1458番地  
鈴 木 初 男
- 4 農用地等について賃借権の設定等を受け、同時に賃借権の設定等を行う農地中間管理機構の住所及び名称  
横浜市中区山下町2番地  
公益社団法人神奈川農業公社  
会長 持 田 文 男

上下水道局告示

横須賀市上下水道局告示第19号

横須賀市水道事業給水条例（昭和33年横須賀市条例第24号）第11条第1項の規定に基づき、次に掲げる給水装置工事事業者を本市指定給水装置工事事業者として指定しました。

令和4年8月25日

横須賀市上下水道事業管理者  
横須賀市上下水道局長 長 島 洋

登録番号	給水装置工事事業者名	代表者名	所在地	指定年月日	有効期限
607	株式会社齋木設備	齋 木 翔 太	横須賀市大矢部四丁目32番5号	令和4年8月8日	令和9年8月7日

横須賀市上下水道局告示第20号

横須賀市下水道条例（昭和41年横須賀市条例第29号）第6条及び指定下水道工事店条例（平成12年横須賀市条例第45号）第2条の規定に基づき、令和9年3月31日まで次に掲げる工事店

を本市指定下水道工事店として指定しました。

令和4年8月25日

横須賀市上下水道事業管理者  
横須賀市上下水道局長 長 島 洋

登録番号	工事店名	代表者名	所在地	指定年月日
須 416	株式会社齋木設備	齋 木 翔 太	横須賀市大矢部四丁目32番5号	令和4年8月8日

横須賀市上下水道局告示第21号

平成31年横須賀市上下水道局告示第20号により指定した指定下水道工事店渚工業株式会社は、次のとおり商号、代表者及び

所在地を変更しました。

令和4年8月25日

横須賀市上下水道事業管理者  
横須賀市上下水道局長 長 島 洋

登録番号	工事店名		代表者名		所在地	
	新	旧	新	旧	新	旧
須49	ワンズ株式会社	渚工業株式会社	田 中 博 之	豊 浜 芳 夫	横須賀市佐島一丁目6番4号	横須賀市佐島二丁目14番17号

横須賀市上下水道局告示第22号

令和3年横須賀市上下水道局告示第20号により指定した指定下水道工事店神奈川県水道サービスセンター株式会社は、次の

とおり商号及び所在地を変更しました。

令和4年8月25日

横須賀市上下水道事業管理者  
横須賀市上下水道局長 長 島 洋

登録番号	工事店名		代表者名	所在地	
	新	旧		新	旧
須 402	関東漏水調査修理センター株式会社	神奈川県水道サービスセンター株式会社	小 崎 英 剛	横浜市保土ヶ谷区上菅田町512番地8	横浜市栄区小菅ヶ谷三丁目8番2号

横須賀市上下水道局告示第23号

平成30年横須賀市上下水道局告示第26号により指定した指定下水道工事店株式会社山本工務店は、次のとおり所在地を変更

しました。

令和4年8月25日

横須賀市上下水道事業管理者  
横須賀市上下水道局長 長 島 洋

登録番号	工事店名	代表者名	所在地	
			新	旧
須 367	株式会社山本工務店	山 本 健 一	足柄上郡中井町井ノ口2761番地の15	足柄上郡中井町井ノ口2434番地の22

## 教育委員会告示

横須賀市教育委員会告示第11号 (令和4年8月1日)  
掲 示 済

横須賀市教育委員会臨時会を次のとおり招集します。  
令和4年8月1日

横須賀市教育委員会  
教育長 新 倉 聡

- 1 日時 令和4年8月4日午後2時
- 2 会議開催の場所 横須賀市役所 301 会議室
- 3 会議に付議すべき事項
  - (1) 令和5年度使用小学校教科用図書の採択について
  - (2) 令和5年度使用中学校教科用図書の採択について
  - (3) 令和5年度使用高等学校教科用図書の採択について
  - (4) 令和5年度使用特別支援学校及び特別支援学級教科用図書の採択について

横須賀市教育委員会告示第12号 (令和4年8月15日)  
掲 示 済

横須賀市教育委員会定例会を次のとおり招集します。  
令和4年8月15日

横須賀市教育委員会  
教育長 新 倉 聡

- 1 日時 令和4年8月18日午前9時30分
- 2 会議開催の場所 横須賀市役所 301 会議室
- 3 会議に付議すべき事項
  - (1) 令和4年度横須賀市一般会計補正予算教育委員会関係議案の提出について
  - (2) 横須賀市いじめ等課題解決専門委員会委員の委嘱について